

別表(第3条関係)

補助の対象となる経費、事業及び補助率は次表のとおり

経費	対象事業 (補助支援枠)	区分	項目	補助率 (上限額)
補助事業者が行う事業の実施に要する経費(補助事業の実施に伴い、交付申請時の額を上回る収入が生じたと認められる場合には、交付決定額より上回る収入を差し引いた補助金額を限度とする。)	(1) 新規に立ち上げるスポーツイベントに取り組む事業 (スポーツイベント新規事業支援)	1 人件費	人件費 (補助事業に従事する者の直接作業時間に対する給料、その他手当及び法定福利費の補助事業者負担分。ただし、福利厚生に係る諸手当、賞与、時間外手当、役員報酬は除く。)	3分の2 以内 (500万円) (付帯事業を行う場合は600万)
		2 事業費	事業の実施に要する次の経費 (1) 旅費 (2) 会議費 (3) 謝金 (4) 使用料及び賃借料 (5) 消耗品費 (6) 印刷製本費 (7) 補助員人件費 (8) 広告宣伝費 (9) その他諸経費 (10) 委託費	
	(2) 立ち上げ2年目又は3年目のスポーツイベントに取り組む事業 (スポーツイベント定着化支援)	1 人件費	人件費 (補助事業に従事する者の直接作業時間に対する給料、その他手当及び法定福利費の補助事業者負担分。ただし、福利厚生に係る諸手当、賞与、時間外手当、役員報酬は除く。)	2分の1 以内 (300万円) (付帯事業を行う場合は上限400万)
		2 事業費	事業の実施に要する次の経費 (1) 旅費 (2) 会議費 (3) 謝金 (4) 使用料及び賃借料 (5) 消耗品費 (6) 印刷製本費 (7) 補助員人件費 (8) 広告宣伝費 (9) その他諸経費 (10) 委託費	

付帯事業の経費については、本体イベントと同様の経費を補助対象経費とする。

ただし、本体イベントと重複する部分については、本体イベントにて計上すること。

消費税及び地方消費税は補助対象外とする。したがって、消費税及び地方消費税が含まれる経費については、消費税及び地方消費税を減算した額を経費算入すること。